

柔道整復等療養費支給に関する審査実施要領

制定 平成29年10月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この実施要領は、日本発条健康保険組合（以下、組合という）における柔道整復、はり・きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧、治療用装具（以下、柔道整復等という）の施術にかかる療養費において、保険給付の適正化を目的とする。

(支給基準)

第2条 柔道整復等の施術に係る療養費は、健康保険法、厚生労働省保険局発出の通知及び、受領委任の取扱規程により支給の適否を決定する。但し、具体的な取り扱いについては、理事会において決定することがある。

(療養費の支給)

第3条 柔道整復師の施術に係る療養費は、受領委任の取扱規程に基づき、支給する。但し、組合は必要と認めた書類等の提出を求めることができる。

- 2 はり・きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術、治療用装具に係る療養費は償還払いにより、支給する。

(組合の調査・判定・支給)

第4条 組合は療養費の支給可否の判定にあたり必要な調査を行う。その場合の調査は、健康保険法、厚生労働省保険局発出の通知、受領委任の取扱規程、及び本実施要領に沿って行う。

- 2 それぞれの段階での調査に疑義がない場合、速やかに支給手続を行う。
- 3 いずれかの段階で疑義がある場合は、その都度組合で協議・再調査等の上、支給の可否を決定する。
- 4 受療者が上記調査における必要書類の提出の求めに対し、正当な理由なく提出がない時は、当該施術に係る療養費について組合で協議の上、支給の可否を決定する。
- 5 前3項、前4項により療養費を支給しない場合は、組合は受療者及び施術者へ文書でその旨を通知する。

(当局への情報提供等)

第5条 前条までの調査等により判明した疑義のうち、明らかな法・通知・協定等に違反している場合が判明した場合は、内容により厚生労働省等の関係部署、或いは司法当局へ通報・情報提供を適宜行う。

第2章 柔道整復療養費

(領収証の提出と返却)

第6条 組合は柔道整復施術の受療者に対して、実施要領で受領した領収証の欄外に「保険証の記号—番号」、「けがをした状況」、「けがをした箇所（部位）」を記入し、組合への提出を求めることが

ある。提出については原則郵送とし、郵送に要する費用は組合負担とする。

- 2 前項で提出された領収証は、原則受療者に返却する。この場合、組合は領収証原本を複写し、原本証明の上、組合の控えとする。

(提出された領収証と申請書の突合せ確認)

第7条 組合は、柔道整復術の受療者から提出された領収証と、該当する柔道整復等施術療養費支給申請書（以下、申請書という）の内容・金額について突合せ確認を行う。

- 2 前項の確認の結果、領収証或いは申請書に疑義が生じたときは、当該受療者に対し電話若しくは文書にて照会を行う。

(領収証の提出督促)

第8条 前々条において、受療者が提出期日までに領収証の提出がなかった場合には、当該受療者に対し、提出を求める文書を送付し提出を促す。

- 2 前項の文書に対して領収証の提出がない場合は、組合は当該受療者に対し電話若しくは口頭で領収証の提出を求める。

(診断書の提出)

第9条 柔道整復施術について、受療者が3か月以上継続して施術を受けている場合にあつて、内科的要因が疑われる場合で組合が必要と認めるときは、受療者に対して整形外科若しくは外科を標榜している医師の診断を受け、その診断書の提出を求めることがある。

- 2 前項において、その医師を組合が指定することがある。また診療費及び診断書の費用は組合負担とする。

第3章 治療用装具

(治療用装具療養費)

第10条 組合は、治療用装具に係る療養費の請求には、以下の書類等の提出を求める。

- (ア) 療養費支給申請書
- (イ) 医師の意見書、装具装着証明書
- (ウ) 装具装着会社の領収証
- (エ) 同意書
- (オ) 装具作製確認書
- (カ) 購入した装具の写真

- 2 その他、組合は必要と認めた書類等の提出を求めることがある。

附則

(施行期日)

この実施要領は、平成29年10月1日から施行する。